

## 電波有効利用の促進に関する検討会(第7回会合)議事要旨

### 1 日時

平成24年8月10日(金) 15時00分-16時45分

### 2 場所

総務省8階 第1特別会議室

### 3 出席者(敬称略)

(メンバー:50音順、敬称略)

木村たま代、清原聖子、熊谷博、関口博正、高畑文雄、丹康雄、土居範久(座長)、服部武(座長代理)、林秀弥、藤原洋、水越尚子、湧口清隆、横澤誠、吉川尚宏

(総務省)

松崎副大臣、小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、鈴木電波部長、安藤総務課長、竹内電波政策課長、川崎基幹通信課長、田原移動通信課長、巻口衛星移動通信課長、丹代電波環境課長、秋本放送政策課長、荻原電波利用料企画室長、柳島監視管理室長、内藤企画官、菅田企画官

(事務局)

電波政策課

### 4 配布資料

- |          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 資料 7-1   | 中間とりまとめ(案)に対する意見募集の結果について【事務局】        |
| 資料 7-2   | 電波有効利用の促進に関する検討会<br>-中間とりまとめ(案)-【事務局】 |
| 資料 7-3   | 今後の進め方(案)【事務局】                        |
| 資料 7-4   | 電波の利用状況の調査の見直し【事務局】                   |
| 資料 7-5   | 国際競争力の視点からの電波有効利用の促進【藤原構成員】           |
| 参考資料 7-1 | 電波有効利用の促進に関する検討会(第5回会合)議事要旨           |
| 参考資料 7-2 | 電波有効利用の促進に関する検討会(第6回会合)議事要旨           |

## 5 議事概要

### (1) 開会

### (2) 議事

#### ① 意見募集の結果及び中間取りまとめ(案)について

- ・ 資料7-1、資料7-2に基づき、事務局から説明が行われ、意見交換が行われた。主な発言は以下のとおり。
- ・ 資料7-1に、所要の修正を加えて「中間とりまとめ」とすることについて、承認された。

#### (横澤構成員)

各国における認証制度の具体的な内容、運用の実態について、他の総務省の委員会等で既存の調査資料等はないか。

#### (事務局)

概要については中間とりまとめ案の参考に添付してある。また、認証手続き等について議論する回を設けているので、その際により詳しい資料を用意させて頂く。

#### (清原構成員)

FCCの報告書では、いかに透明性を高めて意見をたくさん募集したかということを明記するために、提出意見の数等を書くことがあるので、書いてはどうか。

#### (座長)

それはやりましょう。

#### ② 今後の進め方について

- ・ 資料7-3に基づき、事務局から説明が行われ、意見交換が行われた。主な発言は以下のとおり。
- ・ 資料7-3に基づき、今後の進め方が承認された。

#### (吉川構成員)

電波利用料の活用の在り方について第8回で検討することになっているが、第9回、第10回の検討を踏まえるべき内容もある。それを受けて政策手段である電波利用料をどう使うかという議論の順の方がいいのではないか。

また、パブコメにもあるように電波利用料自体も論点が多そうなので、第9回、第10

回の2回ぐらいに分けて議論してはどうか。

(事務局)

もちろん第9回、第10回の議論の結果として、利用料の在り方、用途をどうするかという議論は当然あると思うので、これからの議論を受けて、さらに電波利用料の活用の在り方について検討していくことはあると考える。

一方で、来年度の予算要求に向けて、通常は8月末までに予算要求資料を提出する必要があり、電波利用料の用途に関してはそれまでに一定の議論の結果を頂く必要もある。

このため、当初のスケジュール案のように、次回に電波利用料について検討を行って頂いた上で、必要であれば、その後の検討会の議論を受けて電波利用料について更に検討して頂ければと思う。

### ③ 電波の利用状況調査の見直しについて

- ・ 資料7-4に基づき、事務局より説明が行われ、意見交換が行われた。主な発言は以下のとおり。
- ・ 本意見交換を踏まえ、電波の利用状況調査の見直しについてパブリックコメントを行うこととなった。

(横澤構成員)

非常によい見直し案である。目に見えないものは理解はなかなか進まないこともあるので電波利用状況を見える化することが大事である。シンクタンクの立場として、二次活用という点について、PDFは活用することが難しい。機械が自動的にデータを処理できるような形式で、出来るだけ民間だけで扱えるオープンデータという形にして頂きたい。

(水越構成員)

基本的に見直し案に賛成するが2点確認したい。

4ページに「電波監視システムを活用して、年間7日程度の実測を行う」とあるが、7日間というのはどういう理由で定めているのか。

また、5ページについて、必要がある際に柔軟に調査するとあり、その際の免許人の負担軽減に配慮とあるが、どのようなことを考えているのか確認したい。

(事務局)

調査日数を増やせば、職員の配置人数や、記録するための費用が増えていく。一方、利用状況調査に使用する電波監視システムは、定常的な観測や測定だけではなく、違法無線局を探索して、それを除去するための役割があるため、その兼ね合いも考慮する必要がある。例えば、四半期に1回の調査を実施すると考えれば年4日となる。さらに、その他、特異的に使われる日を調査すること等も考慮し、例えば7日程度としているが、ご意見や実施状況を踏まえながら考えていく点だろうと思う。

免許人の負担という事に関しては、7ページのように、できるだけ答えやすいようにする工夫や、総務省のデータベースで把握できるものはそれを使うなど、無線局を運営されている方々にご負担頂かないようにしながら、調査を継続的に行いたい。

どの程度効率的なやり方が出来るのかということについては、免許人の方々のご意見を伺いながら作り上げていきたいと思う。

(座長代理)

電波利用状況の調査の範囲について、最近は無線LANについてトラフィックオフロードを含めた新しい活用や干渉問題等があるので、免許人の電波以外も含めた形でその利用状況を測る必要がある。そういった観点で調査の対象とする範囲をどこまで行うか検討が必要である。費用との関連もあるが、調査内容を拡大することが望ましい。

(事務局)

これまで免許局の調査が中心で、免許不要局について必ずしも調査が出来ていなかった。今後は国の監視システムを使ってデータを取得し、活用することになっているので、例えば定点観測をする周波数帯域に無線LANの周波数帯を含めたり、実際の利用状況や出荷台数、設置状況の情報を分析することで、従来必ずしも分析されてこなかった部分についても一定の分析・評価は可能になっていくものと考えている。

ただし、どこまで具体的に実施するべきかについては、本日頂いた意見を踏まえ、改めてパブリックコメントを行いながら進めていきたい。

(座長)

パブリックコメントを実施する場合には、座長代理からご指摘のあった、免許不要局への対応等についても書き込んで、更に踏み込んで意見を頂けるようにすべきである。

(事務局)

座長代理からのご指摘を踏まえて、その点について、ご意見を頂けるような形で考

えていきたい。

(座長代理)

観測結果は時期によっても変わる。そういったことも考慮した観測が必要だと思うが、それは考慮されているか。

(事務局)

出来るだけ特殊要因が入らない、平準的な日を選ぶというのが重要かと思う。一方、ピークになる時間帯についてはどうなっているのかを観測するのも重要かと思う。そういった趣旨で四半期の4日に、特殊要因を加えて7日程度ということで調査を行っている。そういった趣旨でどういった日数を選べばいいのか考えていかなければいけない。

(座長代理)

それにしても、調査日数が年間7日ではやや少なすぎるのではないか。外部委託等を行い、もう少し日数を増やさなければやや偏ったデータになるのではないか。

(座長)

全国11か所の総合通信局等の所在地で行う場合、かなりの費用を要するのではないか。経費を勘案した上で、検討することが必要である。

#### ④ 構成員からの発表

- ・ 資料7-6に基づき、藤原構成員より発表が行われ、意見交換が行われた。主な発言は以下のとおり。

(横澤構成員)

国際標準化について、少し広めに標準化の前段階、標準化の後段階、あるいはその後の産業化、日本の産業が国際標準化によって利益を得るといった段階も含めて考えるべきではないか。

政策的なレギュレーションの動向は、技術的な標準だけではなくて、電波の利用に関する前、後工程という、一括の流れの中で出てくるものだと思う。そういう意味で、標準化だけではなくて、国際動向ということを含めて、少し広げてみて頂くとありがたい。

(藤原構成員)

もっともなご意見だが、後工程は企業の自助努力もあり、ベーシックな共通のところの国家戦略を重視すべきである。

(座長)

基盤的なところだと、デファクトスタンダードがデジュールスタンダードにつながっていくことがあるので、国家戦略が重要だと思う。ITU、ISO、IEC とうまく連携を取っていく必要があると思う。

(湧口構成員)

国際戦略において競争力が非常に重要だということは皆十分理解しているだろうが、逆にデファクトスタンダードを取り損ねたことによってどういう悪影響があるのかを電波利用料の話に繋げていこうとすると、消費者から見ると、理解が得にくい。メーカーもかなり厳しい中で、国際戦略まではあまり積極的に見えてないという印象があるが、メーカーからの参加人数の減少等、何か数値的なもので、具体的な例があればご紹介頂きたい。

(藤原構成員)

総務省にはICTの国際競争力の委員会があるが、明らかに10年前と比べると、参加人数やラポーターのポストの数が激減している。総務省で参加人数やラポーターポストの変動等のデータをお持ちだと思う。

(林構成員)

現行の電波利用料制度は、無線局免許人の受益と負担の関係を前提とした「電波利用共益費用」であるが、そこでいう「共益性」とは何かについて、どのように考えておられるか。

(藤原構成員)

携帯電話会社の電波利用料の負担額は1MHzあたり9千5百万円だが、通信と放送というのは役割が異なることから、私は今の水準は極めて妥当と思っている。携帯電話会社は放送業界の10倍では電波利用料を取りすぎだとか、放送が少ないという議論はあるかもしれないが、放送事業者の水準は妥当だと思う。ある種の公共的なインフラであり、消費者の負担にならないように事業者の収益を確保するという役割があるのではないか。

(丹構成員)

国際標準化で負けるようになるというのは、事前の情報収集や関係者の意思疎通がうまくいってないからである。例えばITUの委員会では、スタディーグループ毎に委員会があって、その下にワーキングというのがあった。ワーキングという場合は、関係者が集まって、場を総務省が提供して、色々な情報の交換が出来ていた。

しかし、総務省の中で関係者が会する場がなくなり、民間ベースとなったが、今までの委員会そのままという感じにはなっていない。スマートグリッドについてはかなり意識的に作って、情報共有を図ってきたつもりだが、それで効果が上がるのが民間フォーラムの運営という形になってしまうと、電波利用料の使い方として疑問に思う。

だから、趣旨としては国際競争力を担保するために標準化出来るように支弁する話は大いに賛同するが、どう使うと効率的なのかについて、議論が必要である。

(座長)

丹構成員のご指摘のような状況に何か事情があるのか。

(事務局)

丹構成員のご指摘のように、最近、国の審議会として行う部分と民間団体を中心に行う部分を整理し、役割分担を見直したところ、ITU-Tについては、民間で行う部分が以前より増えている。

一方、ITU-Rについては、割当てや技術基準といった許認可に直結する部分が多いこともあり、引き続き審議会の中で情報共有や、対処方針の検討を行っている。国際標準化対応における必要な情報収集や取りまとめ作業は、現在の連絡調整事務として、電波利用料の事務として実施しているものである。

国際標準化活動への電波利用料の支弁の在り方については、次回、電波利用料の活用の在り方のテーマの中で、他の用途の在り方も含めてご説明差し上げたい。

(座長)

国際標準化において民間に役割が移った部分について、会議の開催費用や出張等に対する援助は出ているか。

(事務局)

国際標準化の連絡調整事務として、例えばITU-RやIEEE等の会合に出席し、各国の情報を集めて頂く活動について、電波利用料の用途の1つとして支出している。

(座長)

国内の会議に対しても、補助が出ているのか。

(事務局)

国際会議等で情報収集したものを共有するのに必要な経費は、連絡調整事務の一部として認められる。全体的な制約があるので、どの部分をより手厚くするか、何処に充填するかもあるが、基本的には国内、国外問わず、国際標準化に関する情報収集などに必要な経費については、支出が可能である。

(座長)

ISO関連で経済産業省であれば、情報処理学会と、日本規格協会のセンターで委員会をそれぞれ切り分けて設置をして日本案を検討し、ISOの場に参加するが、そのすべてが経済産業省で予算化されて基本的には国の予算で賄っている。国家戦略として標準を取りにいくということに関して、可能な限り電波利用料の方からも出せるような事で考えて頂ければと思う。

(吉川構成員)

資料7-2の26ページについて、今後の方針案の1と3が電波利用料の歳出、2が歳入である。2は以前M2Mについて、発表したが、かなり一致していると思う。個々の通信モジュールや電話番号に対して、電波利用料を徴収するというより、帯域で徴収するのが一つの方向性かと思う。

問題は1と3の歳出だが、林構成員がおっしゃった、公益性という言葉に非常に影響される部分だと思う。資料の7-2の4ページの下に電波利用料の11の用途が挙げられている。拡大解釈すると、電波資源拡大のための研究開発等として国際標準化活動への充当が出来ない様に思えるが、国際標準化のために電波利用料を充当するのは解釈次第ということになる。新産業創出に至っては、11の用途の対象外であり、特定財源を維持せず、一般財源にしないといけないことになる。何れにせよ、公益性を突き詰めて議論をした方がいい。例えば、防災無線の重要性は認識しているが、アナログからデジタル化する行為に共益費用である電波利用料を充当するのがよいのかどうか、電波利用料で本当にどこまで充当するのか議論を突き詰める必要がある。

(座長)

吉川構成員がご指摘された、電波利用料をどこまで充当するかについては、本検討会で検討させて頂く。

(藤原構成員)

吉川構成員のご意見に補足すると、新産業創出のために、電波利用料を使うと言うわけではなく、ICTの電波分野で強い競争力を持てば新産業の創出に繋がるという

主張である。

(座長)

言葉の定義について、法律に則って、もう少し明確にする必要があるかもしれない。

(藤原構成員)

吉川構成員おっしゃった国際標準化について、イメージとしては個別のサッカーチームに補助金を出すのではなくて、オリンピックの派遣チームの強力な選抜チーム、つまり国際標準化の代表チームをNICTや大学等を中心にドリームチームを構成するようなイメージ。それが共益であると思う。

(事務局)

資料7-2の 24 ページ、国際標準化について拡大解釈ではないかというご意見について、24 ページの注 32 には、電波利用料の用途として項目だけを書いているが、電波法 103 条2の4では電波利用料の用途として「無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整」が規定されている。

(木村構成員)

スマートフォンでも問題になっている、ビッグデータという問題について、資料7-2の 23 ページで公的機関のデータ開放、個人情報保護法の法制度の見直しと書いてあるが、それらも是非ご検討頂きたい。

ログが残ることを消費者は意識しており、マーケティングに利用する等色々という面もあるが、主婦連合会にも通信販売で買った履歴を利用して、思っても見なかったカタログが届いたという苦情等も寄せられている。ログはビッグデータ等においては避けて通れない問題なので、検討する必要があると思う。

(藤原構成員)

我々の業界では、情報インフラに即した著作権法と個人情報保護法の法制度の見直しを認識しており、新しい情報通信技術を使った、時代に合った個人情報保護の見直し、それに対する技術水準の議論が進められている。ご心配のない方向に向かおうとしていると思う。

(座長代理)

電波利用料体系は原則維持ということだが、例えば地デジの移行促進のため、携

帯電話事業者から、かなり費用を負担させたのは事実であり、負担の在り方について、もう少し公平性を含めて考える必要があると思う。どういう再編が行われ、それによって電波全体の利用率が上がっていくかを考えた時に長期的な観点でどう負担をすべきか、今回を契機として今後は考えていくことが必要である。

(藤原構成員)

確かにおっしゃるとおりだと思うが、地デジへの移行による空き帯域を携帯電話に割り当てたのであり、持ちつ持たれつの関係がある。放送事業者のために携帯電話収入が使われたという見方は一方的である。

地デジへの移行が一応終了したのでこれから検討すべきだとは思いますが、大きな歪はないと考える。

(座長代理)

130MHzのうち携帯電話としては40MHzである。それ以外に移動通信として新しい公共ブロードバンドを含め、新分野が創出されたのは事実であるが、負担額がこれまでと異なり大きい。それぞれの電波の活用性が、今後どう促進していくのかを含めて考える必要がある。

(座長)

跡地をどう使うかは、ケースバイケースだろうと個人的には思う。

(藤原構成員)

放送と通信の負担の割合であるが、M2Mは通信事業者にあまり負担がないように、端末課金を止めたらどうかというのが一つの提案である。

(高畑構成員)

藤原構成員から、国際標準化活動に関して、NICTや大学などを中心にドリームチームを構成するというお話があった。大学における組織運営は、近年厳格となっており、仕組みや予算の継続性が求められる。それが確保されれば、大学は、国際標準化で活躍できる人材を集めやすい基盤になると思われる。運用面で対応できれば、効果的で実現可能な提案であると思う。

(座長代理)

国際標準化活動や研究開発の促進に電波利用料を使う場合とそうでない場合があると思うが、全体としてどういう場合に電波利用料を充てるのか。そういった事が全体として、分かる形でまず提示して頂きたい。

国全体としての国際標準化活動、活性化を含めた新産業創出の予算がどうなっているのか教えて頂きつつこの位置づけを明確にした方がいい。

(座長)

次回の検討までに、国際標準化活動や研究開発のため電波利用料を支弁する場合とそうでない場合を明示した資料のご用意を事務局にお願いします。

(3) その他

- ・ 事務局より今後のスケジュールについて説明が行われた。

(4) 閉会

以上